

# 「電力市場における競争の在り方について」 <概略図>

## 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」

- ① 一般電気事業者の市場支配力及び新電力のシェアが伸びていない状況
- ② 一般電気事業者間の供給区域を越えた競争が起きていない状況や、需要家の全国レベルでの一括受電契約が進まない状況をそれぞれ踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る。  
(平成 24 年 4 月 3 日閣議決定)



## 公正取引委員会としての問題意識

- ① 規制の目的は政策的要請に照らして合理的か。規制の内容はその目的に照らして必要最小限か。
- ② 規制の内容や方法が、事業者のインセンティブに照らして合理的に目的を達成し得るものか。
- ③ 電力市場の特性やそれによる事業者の行動等により自由かつ活発な競争が妨げられるのであれば、これらへの対応が必要ではないか。

## 主な「現状と問題点」(調査結果)

### 小売分野

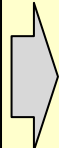
- 新電力のシェアは約 3.5%と小さい(H22 年度,自由化分野)。特に産業用におけるシェアが業務用に比して小さい。
- 一般電気事業者は、長年の地域独占体制と供給義務の下で、自社の供給区域内の需要への対応に最適化しており、営業範囲を拡大するインセンティブがない。
- 連系線及び FC の容量の制約から、需要場所と同一の供給区域内の電源確保を要し、供給区域外への供給費用が高くなる。
- 特に高圧の需要家は数が多く、また、小規模な者が多いことから、営業及び顧客の管理に費用が掛かる。

### 発電・卸売分野

- 発電電力量の 7 割超を一般電気事業者が占める中、新電力の電力調達先に占める一般電気事業者及び卸電力取引所の割合は 1 割未満であり、電力の大半を自家発業者等に依存している。また、新電力は変動費用の高い電源のウエイトが大きい。
- 新電力は、変動費用の低い発電所の新規建設が困難である。
- 発電設備の償却期間が長いこと等から、公営企業体を含む自家発業者等は、長期契約によって一般電気事業者に電力を供給している。
- 一般電気事業者は、小売分野で新電力と競合していることから、卸電力取引所を通すなどして新電力に電力を供給するインセンティブがない。
- 卸電力取引所は、流動性が小さいなど、新電力が電力調達先として依存することができない。

### 送配電分野

- 託送料金について、算定方法が規制され、一般電気事業者において会計分離もなされているが、外部からは、一般電気事業者が過大な託送料金を設定することにより新電力を不利に扱うインセンティブがあるようにみえる。
- 一般電気事業者は自己の小売部門に係る実際のインバランスを把握しておらず、一定量をインバランス相当量とみなして、託送収支を計上している。



## 競争政策上の考え方

### 事業者のインセンティブに踏み込んだ対応

- 一般電気事業者の
  - ・ 発電・卸売部門と小売部門の分離
  - ・ 送配電部門の開放性・中立性等の確保

### 独占的に提供される設備・サービスの利用条件の適正化の確保

- 託送料金の水準について一定の規制が必要
- インバランスの負担の公平性の確保

### インフラの整備

- 連系線・FC の増強について一定の介入・規制が必要
- 卸電力取引所の活性化 等

### 小売分野における交渉力格差

- 複数の小規模な需要家による電気事業者との一括交渉
- 料金の上昇等への対応(デフォルト・サービス約款の策定・公表) 等

### 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

- 分離された一般電気事業者の発電・卸売部門が、自社のグループ内の小売部門の競争事業者に対して差別的な取扱いを行った場合 等

### その他

- 離島や山間地等の需要家への供給についての配慮
- 公益事業特権の見直し
- 公営企業体が保有する電源に係る電力の売却

※ 今後の電気事業制度の在り方及び制度改革の進め方については、需給対策、環境対策等の政策的要請も踏まえながら判断されるもの。